

## 大田市告示第7号

大田市放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和4年1月26日

大田市長 楫野弘和

### 大田市放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線で働く、放課後児童クラブにおける職員の処遇の改善のため、賃金改善を行うことに対し、予算の範囲内で大田市放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することとし、その交付については、大田市補助金等交付規則(平成17年大田市規則第45号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助の対象者)

第2条 この補助金の対象者は、「放課後児童健全育成事業」の実施について(平成27年5月21日雇児発0521第8号。以下「実施要綱」という。)の別紙に定める放課後児童健全育成事業を行う事業所(以下「放課後児童クラブ」という。)とする。

(補助対象となる事業)

第3条 補助の対象となる事業は、放課後児童クラブが令和4年2月から9月までの間、放課後児童クラブにおける放課後児童支援員や補助員等の放課後児童クラブで働く職員(非常勤職員を含み、経営に携わる法人の役員である職員を除く。)に対して3%程度(月額9,000円)の賃金改善を行う事業(以下「処遇改善事業」という。)とする。

(補助対象となる処遇改善事業の要件等)

第4条 補助対象となる処遇改善事業の要件は、放課後児童支援員

等処遇改善臨時特例事業の実施について(令和3年12月23日付子発1223第1号厚生労働省子ども家庭局長通知)別紙「放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業実施要綱」(以下「国要綱」という。)5事業の要件のとおりとする。

- 2 処遇改善事業による賃金改善については、実施要綱の別添6の「放課後児童支援員等処遇改善等事業」及び別添12の「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」における賃金改善額及び支払賃金に含めてはならない。

(補助金額の算定)

第5条 補助金額の算定方法は、国要綱の6補助額の算定による。

- 2 補助金の算定額に千円未満の額があるときは、これを切り捨てた額を補助金額とする。

(補助金交付申請)

第6条 処遇改善事業を実施しようとする者は、あらかじめ処遇改善事業補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、国要綱の7事業実施手続に規定する事業計画書を添付しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の申請について、交付を決定したときは、その決定の内容及びこれに条件を付した場合はその条件を、交付申請した者に処遇改善事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(事業変更の申請等)

第8条 前条の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)が、交付決定の内容について変更の承認を受けようとする場合には、処遇改善事業補助金変更承認申請書(様式第3号)を、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の変更申請書の提出があったときは、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付して、処遇改善事業補助金変更承認通知書(様式第4号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の概算払い)

第9条 補助事業者は、処遇改善事業実施上必要と認められる場合、処遇改善事業補助金交付請求書（様式第5号）により、概算払い金を請求することができる。

（補助金の返還）

第10条 補助事業者は、第4条に規定する処遇改善事業の要件等を満たさない場合、特段の理由がある場合を除き、補助金の全部又は一部について返還しなければならない。

2 市長は、前条の規定による概算払いの額が、第12条の規定により確定した補助金の額を超えたときは、その超えた額の返還を補助事業者に命ずるものとする。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、事業が完了したときは、処遇改善事業実績報告書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書には、国要綱の7事業実施手続に規定する事業実績報告書を添付しなければならない。

3 第1項の実績報告書の提出期限は、当該事業完了の日から30日を経過した日又は交付の決定を受けた日の属する年度の末日から5日を経過した日のいずれか早い日とする。

（補助金等の額の確定）

第12条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、又は必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金等の交付の決定の内容に適合すると認められたときは、交付すべき補助金の額を確定し、処遇改善事業補助金確定通知書（様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の経理等）

第13条 補助事業者は、補助事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保管しなければならない。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

## 附 則

- 1 この告示は、令和4年1月26日から施行する。
- 2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付決定がなされた補助金については、同日後もなおその効力を有する。

様式第 1 号(第 6 条関係)

年 月 日

大田市長 様

申請者 住 所  
団体名  
代表者氏名  
電話番号

処遇改善事業補助金交付申請書

大田市放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業補助金交付要綱第 6 条に基づき、  
補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1. 補助事業名 大田市放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業
2. 補助金交付申請額 円
3. 添付書類  
国要綱の 7 事業実施手続に規定する事業計画書

申請者 様

処遇改善事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった補助金の交付について、次のとおり決定したので通知します。

年 月 日

大田市長



補助年度	年度	補助事業の名称	大田市放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業
補助金額算定			
補助金額			
交付条件		<p>(1) 事業内容を変更(軽微な変更を除く。)する場合には、市長の承認を受けなければならない。</p> <p>(2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けなければならない。</p> <p>(3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。</p> <p>(4) 事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。</p> <p>(5) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合は、速やかに市長に報告しなければならない。                      なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部(又は支社、支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。                      また、市長は報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることがある。</p> <p>(6) 本事業による賃金改善に係る計画書を作成すること。また、計画の具体的な内容を職員に周知すること</p> <p>(7) 本事業による補助額は、職員の賃金改善及び当該賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分に全額充てること。</p> <p>(8) 本事業により改善を行う賃金項目以外の賃金項目(業績等に応じて変動するもの除く。)の水準を低下さないこと。</p> <p>(9) 令和4年10月以降においても、本事業により講じた賃金改善の水準を維持すること。</p>	

様式第3号(第8条関係)

処遇改善事業補助金変更承認申請書

年 月 日

大田市長 様

補助事業者 住 所  
団体名  
代表者氏名  
電話番号

年 月 日付け 第 号をもって交付決定のありました  
処遇改善事業補助金に関する計画を下記のとおり変更したいので、大田市放  
課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業補助金交付要綱第8条の規定により申  
請します。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由
- 3 変更後の補助金交付申請額 金 円
- 4 添付書類  
変更後の国要綱の7事業実施手続に規定する事業計画書

様式第4号(第8条関係)

処遇改善事業補助金変更承認通知書

指令 第 号  
年 月 日

補助事業者 様

大田市長



年 月 日付けで申請のありました処遇改善事業補助金変更承認申請について、大田市放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業補助金交付要綱第8条の規定により下記のとおり通知します。

記

1 補助金変更後交付決定額 金 円



処遇改善事業補助金交付請求書

年 月 日

大田市長 様

補助事業者 住 所  
 団体名  
 代表者氏名  
 電話番号

交付決定のあった大田市放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業補助金の支払いを受けたいので、下記のとおり請求します。

補助金交付 決定年月日	年 月 日	補助金交付 決定番号	指令 第 号
補助金の名称	大田市放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業補助金		
補助金の額	交付決定額	円	
	交付確定額	円	
補助金等の既交付額	年 月 日交付	円	
	年 月 日交付	円	
	年 月 日交付	円	
	計	円	
今回交付請求額	円		
未交付額	円		
添付書類 補助金振込先の口座番号及び口座名義が分かる書類（通帳の写しなど）			

大田市長 様

補助事業者 住 所  
 団体名  
 代表者氏名  
 電話番号

処遇改善事業実績報告書

補助金の交付決定のあった処遇改善事業が完了したので下記のとおり報告します。

補助金交付 決定年月日	年 月 日	補助金交付 決定番号	第 号
補 助 金 の 名 称	大田市放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業補助金		
補 助 金 の 額	交 付 決 定 額	円	
	交 付 済 額	円	
未 交 付 額	円		

その他添付書類等

- 1 国要綱の7事業実施手続に規定する事業実績報告書

様式第7号(第12条関係)

指令 第 号

補助事業者 様

処遇改善事業補助金確定通知書

年 月 日付で実績報告のありました補助事業については、次のとおり補助金の額を確定したので通知します。

年 月 日

大田市長



補助年度	年度	補助事業の名称	大田市放課後児童支援員等 処遇改善臨時特例事業
補助金交付決定年月日			
補助金交付決定番号			
補助金交付決定通知額			
補助金交付確定額			
(交付決定通知額) - (交付確定額)			